

監査委員意見書

平成24年12月18日

広島県監査委員

目 次

1	実績確認の徹底	1
2	ファシリティ・マネジメントの推進	2
3	各種団体に対する指導検査	3
4	土地造成事業会計の今後のあり方	4
5	監査結果に対する措置等の状況	5
	別紙 監査結果に対する措置等の状況	7

1 実績確認の徹底

今年度の定例監査において、業務委託の実績報告書にその実績が確認できる書類が添付されていないものや、実績報告書に記載された実績額と証拠書類等との額が異なるものがあるなど、実績の確認が不十分なものが見受けられた。

また、補助金交付事務についても、平成22年度のテーマ監査において改善すべき事項等について意見し、昨年度の意見書においても適正な執行について意見を述べてきたにもかかわらず、今年度、補助金の不正受給事案が判明したところである。

契約に基づく委託料はその履行の対価として支払われるもの、また、補助金は補助事業の実施に対して交付されるものであり、的確で厳正な実績の確認は、公金の適正な支出の確保や事業執行におけるPDCAサイクルの実践に必要不可欠なものである。

については、まず、実績確認についての現状を把握し、不適切事案の原因を分析していただきたい。その上で、実績報告の内容や添付させる証拠書類等の妥当性、現地調査の必要性などを十分に検証し、的確で厳正な実績の確認に努めていただきたい。

今年度の定例監査における業務委託契約の実績確認に関する主な指摘事項

- ・ 実績報告書とともに提出すべき人件費の額が確認できる書類の一部が添付されていないにもかかわらず、業務委託の履行確認を行っていた。(健康福祉局, 土木局)
- ・ 受託者から提出された実績報告書の人件費に、対象外のものが含まれていた。(商工労働局)
- ・ 受託者から提出された実績報告書に人件費の計上誤りがあった。(農林水産局, 警察本部)

補助金の不正受給事案

- ・ 広島県商工会連合会を通じて商工会に交付される小規模事業経営支援事業費補助金について、商工会において補助対象要件である法定会員加入率を水増しし、不正に受給していた。
- ・ 町が実施したため池改修に係る県の補助事業において、工事に着手していないにも関わらず工事が完成したとの実績報告を提出し、補助金を受給していた。

2 ファシリティ・マネジメントの推進

厳しい財政状況の下において、限られた財源の中で、県有資産をより適切に管理・運営し、歳入の確保及び歳出の削減を図るためには、経営的な視点で全ての県有財産を総合的に企画、管理、活用する「ファシリティ・マネジメント」を重視した取組が不可欠となっている。

本県においては、行政財産の貸付制度の活用や県有施設等を活用した広告、未利用財産の売却など、県有資産の有効活用等による歳入確保の取組に加え、昨年度には、県有施設についての管理情報を盛り込んだデータベースを構築されたところである。しかしながら、今後、このデータベースをどのようにファシリティ・マネジメントに活かしていくのか、その道筋は十分に示されていない状況にある。

については、ファシリティ・マネジメントに関する基本方針の策定など、経営的視点に基づく財産の総合的な利活用の方針を定め、その具体化に向けて、財産の管理運営コストの最小化や施設の長寿命化、効用の最大化を図るため、データベースの具体的な活用策を定めるとともに、歳入確保に向けた県有資産等の有効活用や不用資産の売却などに加え、昨年度の意見書で述べた庁舎の有効活用を含めた、総合的なファシリティ・マネジメントの推進に努めていただきたい。

3 各種団体に対する指導検査

県では、法令等に基づいて、様々な団体に対する指導検査を行っているが、根拠となる法令等により義務として実施するもの、任意で実施できるものなどがあり、また、対象となる団体の業務や形態等も多岐にわたっている。

こうした中で、県が指導検査する団体においての不適切な事務処理や、県の立入検査に当たって適切な検査が行われていないものが判明しており、県が行う指導検査の実効性を高めていく必要がある。

団体が健全な経営・運営を行うためには、団体の内部統制の充実に基づく健全な財務体制及び適正な会計処理の確保が重要である。

については、県の指導検査の内容等を再点検し、団体の内部統制の充実と運用の徹底が図られるよう指導検査のあり方について検討していただきたい。

また、財務会計等に関する検査技術レベルの確保のため、研修等の実施による人材の育成のほか、県全体で財務会計等の検査に係る専門組織を設けるなど、効率的な指導検査を実施する体制についても検討していただきたい。

県が指導検査する団体においての不適切な事務処理事案

- ・ 社会福祉法人において、保育所運営経費から常勤職員としての勤務実態のない職員に対して給与を支給していたなどの不正な経理処理を行っていた。
- ・ 農業協同組合において、職員による業務上横領があった。
- ・ 財団法人において、基本財産の6千万円の大半が不明となっていた。

県の立入検査に当たって適切な検査が行われていなかった事案

- ・ 公益法人への立入検査に当たり、基本財産の残高を確認しないなど県が定めた事務処理手続に従い適切に検査されていないものがあった。(健康福祉局)

4 土地造成事業会計の今後のあり方

土地造成事業会計については、この事業を取り巻く環境が厳しさを増していることから、これまでも、公営企業決算審査意見書等において、抜本的な見直しの検討をするよう意見を述べてきた。

また、今年度の公営企業決算審査意見書では、公営企業として維持・継続する意義にも触れ、この会計のあり方について県全体の課題として全庁的な検討を早急に始めるよう意見を述べたところである。

第三セクター等改革推進債の活用期限が平成 25 年度末となっていること、また、平成 26 年度の予算・決算から地方公営企業会計制度の見直しによる新たな会計基準が適用となることを考慮すると、事業のあり方について検討を始め、考え方を整理しておく必要がある。

広島県農林振興センター分収造林事業については、県営林化を行うこととし、第三セクター等改革推進債を活用することとされているが、土地造成事業についても、この活用の是非を含め、会計のあり方について全庁的な検討を早急に進めていただきたい。

5 監査結果に対する措置等の状況

平成 23 年度定例監査・テーマ監査の指摘事項等並びに平成 22 年度及び平成 21 年度定例監査・テーマ監査の未改善事項の計 608 件に対する執行機関の措置等の状況を確認したところ、「改善済み・改善見込み」が 491 件（80.8%）、「改善に着手」が 94 件（15.5%）となっている。（別紙「監査結果に対する措置等の状況」参照）

「改善済み・改善見込み」及び「改善に着手」を合わせると 585 件（96.3%）に達しており、執行機関においては改善に向けて真摯に取り組まれている。

「改善済み・改善見込み」の主なものとしては、県に事務局を置く任意団体の財務事務等に係る点検の実施などが挙げられる。

1 から 4 までに述べた項目のほか、課題として残っている主な事項は次のとおりである。

収入未済額の縮減

不法占用の解消及び未然防止

備品・借受物品の管理等の適正化

県立学校における契約事務の適正化

これらの事項については、改善に向けた一層の取組及び指導の徹底を図っていただきたい。

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

(1) 平成21年度から平成23年度における総括

監査結果のフォローアップとして、過去3年間の監査結果に対する執行機関の措置等の状況を確認したところ、次表のとおりであった。

平成21年度から平成23年度までの確認対象となった件数は、合計608件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」が491件で、改善率にして80.8%となっている。(平成22年度及び平成23年度のフォローアップにおける改善率は、それぞれ68.0%、74.2%であった。)

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

(単位：件)

区分		件数			措置等の状況								
		21年度 時点	22年度 時点	23年度 時点	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他				
23年度 指摘事項・ 意見	定例 監査	県機関	/	164	117	41	3	0	3				
		出資法人等		23	16	7	0	0	0				
		県に事務局を 置く任意団体		83	76	1	0	0	6				
		小計		270	209	49	3	0	9				
	テーマ監査	285		271	5	9	0	0					
	計	555		480	(86.5%)	54	(2.2%)	12	(0.0%)	9	(1.6%)		
22年度 指摘事項・ 意見	定例 監査	県機関	207	31	0	31	0	0	0				
		出資法人等	49	5	2	3	0	0	0				
		小計	256	36	2	34	0	0	0				
	テーマ監査	132	15	9	4	1	0	1					
	計	388	51	(21.5%)	38	(74.5%)	1	(2.0%)	1	(0.0%)	(2.0%)		
21年度 指摘事項・ 意見	定例 監査	県機関	300	4	1	0	1	0	0	0			
		出資法人等	88	5	0	0	0	0	0	0			
		小計	388	9	1	0	1	0	0	0			
	テーマ監査	73	10	1	0	1	0	0	0				
	計	461	19	2	(0.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)		
合計			608	491	(80.8%)	94	(15.5%)	13	(2.1%)	0	(0.0%)	10	(1.6%)

「措置等の状況」欄のうち「その他」とは、執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるものなどである。

(2) 平成 23 年度指摘事項・意見に対する措置の状況

平成 23 年度の監査結果については、今回が初めてのフォローアップとなることから、指摘又は意見を行ったものすべてについて執行機関の措置の状況を確認した。

確認対象となった件数は合計 555 件であり、この内訳として、定例監査では、県機関に対するものが 164 件（うち本庁 52 件，地方機関 112 件），出資法人に対するものが 23 件，県に事務局を置く任意団体が 83 件，テーマ監査では，285 件となっている。

確認対象 555 件のうち、「改善済み」又は「改善見込み」のものが 480 件（86.5%），改善に着手したものが 54 件（9.7%）と改善に向けた取組が進められる一方，検討中のものが 12 件（2.2%）であった。

(3) 平成 21 年度及び平成 22 年度指摘事項・意見の未改善事項に対する取組状況

平成 21 年度及び平成 22 年度の監査結果については、前年度のフォローアップにおいて、「改善済み」又は「改善見込み」に至らなかった未改善事項について執行機関の取組状況を確認した。

平成 22 年度分については、確認対象 51 件のうち、「改善済み」又は「改善見込み」が 11 件、「改善に着手」が 38 件となっており，また，平成 21 年度分については，確認対象 2 件が「改善に着手」となるなど，改善に向けた取組がなされている。

2 「改善済み」及び「改善見込み」の主な事項

(1) 県に事務局を置く任意団体の事務処理について（平成 23 年度定例監査）

任意団体を所管する機関における財務，経理事務等に係る点検の未実施，任意団体における金銭の出納に関する手続・処理方法を定めた規程の未整備等について，所管する機関における点検や当該任意団体における規程の整備，調書等の作成が行われた。（危機管理監ほか任意団体を所管する部局計 9 件，広島県防災ヘリコプタ - 運航連絡協議会ほか任意団体計 76 件）

(2) 支出に関する事務処理等の不適正な事項について（平成 23 年度定例監査）

再委託に係る承認手続を行っていないなど，契約に係る事務処理や関係書類に不備があったものなどについて，要綱や手引き等に基づく規定内容を再確認し，適正な事務処理の徹底を図った。（県立広島病院ほか計 69 件）

(3) 備品の管理について（平成 23 年度テーマ監査）

備品の管理において，現物の確認ができなかったもの，標識（備品ラベル）が付されていないもの，備品出納簿に記録管理すべき備品の登録が行われていないものなどについて，適切な処理が行われた。（環境県民局ほか計 9 件）

(4) 県立学校における契約事務の事務処理について（平成 23 年度テーマ監査）

教育委員会事務局において，各学校に対し，委託・役務業務，消耗品等の購入，工事請負等の契約事務に係る事務処理等の改善点について，説明会や指導通知等により理解の徹底を図っており，適正な事務処理が行われる見込みである。（広島観音高等学校ほか計 261 件）

3 課題として残っている主な事項

(1) 債権管理に対する取組の強化について(平成22年度定例監査)

税外債権の収入未済の縮減・整理に向けて、平成19年度に設置された「広島県債権管理会議」を中心に、全庁的な取組が進められてきたところであるが、平成23年度決算において、県税以外の収入未済額が26億211万円余と依然として多額であることから、本庁と地方機関が一体となって、収入未済額の解消に向けた取組を、より一層強化する必要がある。(商工労働局ほか)

県税以外の収入未済額

(単位:円)

	平成23年度 A	平成22年度 B	差引 A - B	対前年比 A / B
一般会計	707,025,904	661,774,081	45,251,823	106.8%
特別会計	1,895,093,005	2,019,663,890	124,570,885	93.8%
合計	2,602,118,909	2,681,437,971	79,319,062	97.0%

(2) 不法占用の解消に向けた取組状況について(平成23年度定例監査)

平成23年度末の不法占有物件は333件で、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。

財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、不法占有の解消に向けた取組を強化するとともに、新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。(土木局ほか)

不法占有の状況

区分	平成22年度末未処理件数等		平成23年度中増減				平成23年度末未処理件数等	
			発生		処理			
	件数	面積等	件数	面積等	件数	面積等	件数	面積等
不法占有面積等	343	17,358.36㎡	10	526.81㎡	28	5,118.86㎡	326	12,766.31㎡
	5	5隻	6	6隻	4	4隻	7	7隻
(うち、河川関係分)	(327)	(9,004.21㎡)	(7)	(106.00㎡)	(24)	(2,074.49㎡)	(310)	(7,035.72㎡)

(3) 備品・借受物品の調達・管理・処分等について(平成23年度テーマ監査)

備品出納簿と現物確認の効果的な実施、標識に代わる備品の有効な管理方法の検討及び周知、使用されていない備品の活用促進、県全体で備品の情報を共有できる仕組みの促進について、改善に向けて検討を進めているところであるが、早期に実効性のある取組を行う必要がある。(会計管理部)

(4) 県立学校における契約事務について(平成23年度テーマ監査)

内部統制が機能する体制の構築、契約事務の効率的な処理の推進及び学校に対する支援の充実に係る課題について、平成24年度から契約事務の集約化の試行等の取組を行っているが、契約事務の改善や指導監督に当たる一元的な窓口の明確化等多くの対応策については検討に着手した段階である。県立学校の契約事務が適正に行われるよう早期に具体的な取組を実施していく必要がある。(教育委員会事務局)

< 確認基準 >

区 分	内 容	摘 要
改善済み	監査結果を基に改善の措置を講じ、改善を終えたもの。	その後の取組状況の報告を求めない
改善見込み	監査結果を基に改善中で、改善が確実であると見込まれるもの。	
改善に着手	監査結果を基に改善に着手しているもの。	その後の取組状況の報告を求める
検討に着手又は検討していく	監査結果を基に改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているもの。	
取り組んでいない	監査結果に基づく取り組みがなされていないもの。(改善も検討もしていないもの)	
その他	上記以外のもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行機関の考え、見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの ・ 監査と執行機関との考え、見解に相違があるもの ・ その他 	-

注 県の機関における指摘事項の収入未済については、その後の取組状況の報告対象から除く。

(参考)

1 平成23年度定例監査・テーマ監査に対する措置の状況

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分		指摘事項・意見	措置状況					
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本庁	指摘事項	収入未済	11	1	10	0	0	0
		その他	28	23	0	2	0	3
		小計	39	24	10	2	0	3
	意見	13	6	7	0	0	0	
	計	52	(57.7%) 30	(32.7%) 17	(3.8%) 2	(0.0%) 0	(5.8%) 3	
地方機関	指摘事項	収入未済	25	4	21	0	0	0
		その他	73	73	0	0	0	0
		小計	98	77	21	0	0	0
	意見	14	10	3	1	0	0	
	計	112	(77.7%) 87	(21.4%) 24	(0.9%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	
合計		164	(71.4%) 117	(25.0%) 41	(1.8%) 3	(0.0%) 0	(1.8%) 3	
合計のうち収入未済を除くもの		128	(87.5%) 112	(7.9%) 10	(2.3%) 3	(0.0%) 0	(2.3%) 3	

【出資法人等】

(単位：件)

区分		指摘事項・意見	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	収入未済	5	0	5	0	0	0
	その他	17	15	2	0	0	0
	小計	22	15	7	0	0	0
	意見	1	1	0	0	0	0
合計		23	(69.6%) 16	(30.4%) 7	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0

【任意団体等】

(単位：件)

区分		指摘事項・意見	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項		83	(91.6%) 76	(1.2%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(7.2%) 6

平成23年度重点監査項目「県に事務局を置く任意団体の事務処理について」の結果に基づく措置状況

注1 指摘事項とは、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるもの

注2 意見とは、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項

注3 合計の()内は、指摘事項・意見件数に対する割合

(2) テーマ監査

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	措置状況				
		改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
備品・借受物品の調達・管理・処分等	21	10	5	6	0	0
県立学校における契約事務	264	261	0	3	0	0
合計	285	(95.1%) 271	(1.7%) 5	(3.2%) 9	(0.0%) 0	(0.0%) 0

2 平成22年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況(未改善分)

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
本庁	指摘事項	29	0	0	0	0	0
	意見	23	18	0	18	0	0
	計	52	18	(0.0%) 0	(100.0%) 18	(0.0%) 0	(0.0%) 0
地方機関	指摘事項	114	0	0	0	0	0
	意見	41	13	0	13	0	0
	計	155	13	(0.0%) 0	(100.0%) 13	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合計	207	31	(0.0%) 0	(100.0%) 31	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	37	4	2	2	0	0	0
意見	12	0	0	1	0	0	0
合計	49	5	(40.0%) 2	(60.0%) 3	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0

(2) テーマ監査

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
文書等の管理	15	5	3	1	1	0	0
単県補助金	117	10	6	3	0	0	1
合計	132	15	(60.0%) 9	(26.6%) 4	(6.7%) 1	(0.0%) 0	(6.7%) 1

注 未改善事項とは、指摘事項・意見のうち、昨年度の公表時点で改善が不十分であったもの

3 平成 21 年度定例監査・テーマ監査に対する取組状況（未改善分）

(1) 定例監査

【県の機関】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況					
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他	
本庁	指摘事項	24	0	0	0	0	0	0
	意見	33	0	0	0	0	0	0
	計	57	0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
地方機関	指摘事項	178	1	0	1	0	0	0
	意見	65	0	0	0	0	0	0
	計	243	1	(0.0%) 0	(100.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0
合計	300	1	(0.0%) 0	(100.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	

【出資法人等】

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
指摘事項	66	0	0	0	0	0	0
意見	22	0	0	0	0	0	0
合計	88	0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0	(-) 0

(2) テーマ監査

(単位：件)

区分	指摘事項・意見	未改善事項	措置状況				
			改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
特別会計及び出資法人の 消費税及び地方消費税申告	32	0	0	0	0	0	0
県の施設に設置される 自動販売機	3	0	0	0	0	0	0
指定管理者制度による 公の施設の管理運営	38	1	0	1	0	0	0
合計	73	1	(0.0%) 0	(100.0%) 1	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0

注 未改善事項とは、指摘事項・意見のうち、平成 22 年度及び平成 23 年度の公表時点で改善が不十分であったもの